



人口の減少は、税収減や扶助費の増大、消費支出の減少、地域コミュニティの衰退などが懸念されます。

市では「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思っただけのように、今後も定住促進に向けた積極的な施策に取り組んでいきます。

若者・子育て世帯定住促進奨励金制度

若者・子育て世帯の転入者へ奨励金を交付し、古河市への定住をサポートしています。新築・中古住宅を取得した日、または古河市に転入した日のいずれか遅い日から6カ月以内に申請してください。さらに区画整理事業の整備促進を図るため、区画整理地内の保留地を取得した場合の奨励金を、平成28年度から100万円に増額(前年度比:50万円増)しました。

対象 次の①および②に該当する世帯

- ①本人または配偶者が39歳以下の世帯、もしくは15歳以下の子を養育する世帯のいずれか
- ②平成24年1月1日以降に古河市に転入し、平成27年1月1日～平成29年12月31日に住宅・マンションを購入した世帯

●新築住宅を購入(最大150万円)

- ・転入者住宅取得奨励金:40万円
- ・市内業者施工奨励金:10万円
- ・区画整理事業保留地取得奨励金:100万円

●中古住宅を購入(最大50万円)

- ・転入者住宅取得奨励金:40万円
- ・市内業者リフォーム施工奨励金:10万円

【問】企業誘致・定住促進室(古河庁舎) ☎22-5111

奨励金を活用して 住宅を購入しました

古河市への転入と同時に思い切って一軒家を購入。市内の子育て施設も充実しているので、子どもたちは以前よりものびのびと遊んでいます。休日には家族や友人たちとバーベキューをするなど、新生活を満喫しています。



今年4月、東京都多摩市から古河市に転入した鈴木さん